

○塚原修一（国立教育政策研）

1. 研究の背景

報告者を含む研究チームは、トヨタ財団の助成による研究プロジェクト「戦後日本の科学技術の社会史」を1982年から開始し、成果の一部を1945年から95年までの通史（中山ほか 1995、1998）として刊行した。今回、その続編の刊行を目的とした科学研究費補助金（研究代表者：吉岡 斉・九州大学教授／平成17～19年度）を得て、1995年から2005年までの通史の研究に着手した。中山らは官・産・学・民の4セクター・アプローチを採用し、戦後日本の科学技術はこれら4つの社会セクターの利害がせめぎ合う場所であって、それらの力関係によって科学技術の方向がきまるとした。本研究では、この視点を継承しつつ以下の方針で通史を作成する。

(1) 世紀転換期における、日本の社会と科学技術の全体としての大きな流れを描く。持続可能な社会（資源・環境のみならず総合的な意味での）への転換はひとつの大きなトレンドであるが、時代の特徴をそれのみで代表させることはできない。

(2) 個別分野の歴史より、分野横断的なトレンドや問題領域ごとの分析に重きをおく。

(3) 包括的な通史として欠かせない重要な話題を網羅するだけでなく、間口が狭くても奥行きのある話題を積極的にとりあげる。

(4) 将来（たとえば10年後）に読みなおしても陳腐化しない話題と分析視点を選ぶ。

(5) 官・産・学・民の適切なバランスをはかる。今回は、予想される執筆者の構成（STS研究者の比率が高くなる）からみて、民セクターの話題が他セクターを圧倒する懸念がある。すなわち、科学技術と社会の境界領域の分析が過大となり、科学技術関連活動の構造と動態の分析が軽視される恐れがあるので、そうならないように留意する。とくに産セクターの充実が課題である。

(6) 自然科学だけでなく、社会科学（経済学等）も分析対象に含める。可能ならば芸術も対象にくわえる。芸術とテクノロジーとの関連は十分に密接なはずである。

(7) 現在進行中の事象を扱うには、過去との対話という手法だけでは不十分である。未来との対話の視点、いわゆる「現在史」の視点が必要である。そのさい、観察者である歴史家ならではの、歴史過程に対する間のとりにかたに留意する必要がある。

この研究の目標は、総説と、各章2万字で60章程度の原稿を平成20年3月までに完成させることである。執筆分担を志す者が誰でも参加できる、フォーラム形式の研究会を定期的で開催することが研究スタイルの特色である。各自が担当する章のレジюме、1次稿、2次稿などを提出し、公開の場で討議にかけてメンバー間の緊密なコミュニケーションをはかり、『通史』をまとまりのある体系的な作品としてつくりあげることがそのねらいである。

本学会会員からの参加希望者を歓迎いたします。

以下では、通史の一部を構成する「学セクターを中心とした科学技術政策」について、報告者のさしあたりの構想を述べる。

2. 規制緩和と行政改革

この時期の大学を特徴づけるキーワードは、規制緩和と行政改革であろう。その結果として、2004年には国立大学の法人化がなされた。新制大学の多様化・種別化は文部省の一貫した政策課題であったが、審議会の度重なる提言にもかかわらず実現しなかった。当初のねらいは戦前のような複線型の高等教育システムへの回帰であったと考えられるが、高等教育の大衆化（さらにはユニバーサル化）によってその実現が急務となっていた。この時期の特色は、政府主導の種別化ではなく、個別大学に選択の自由をあたえることで、結果として多様化を実現しようとした点にある。1991年以降、数次にわたる大学設置基準の改定によって大学の規制緩和が実現した。規制緩和はまた、新公共経営の手法が教育システムに浸透し、教育方法の改善に対して政策側がはじめて有効な操作手段を手にしたことを意味した。評価は政策効果を確認する手段として位置づけられ、大学の質保証の一端をになった。

高等教育システムの改革は、行政改革の当初の中心課題ではなかった。たとえば、中央政府のスリム化を主要目的とした行政改革会議は、国立大学の独立行政法人化を検討の対象としたが、その最終報告（1997年12月）では「早急に結論を出すべき問題ではない」としていた。ところが、2000年頃から、行政改革は経済再生のための戦略的政策という色彩を強めた。その主役は経済財政諮問会議、総合科学技術会議、総合規制改革会議などであり、これらの組織は大学改革の展開を強くうながした。たとえば、1999年の経済戦略会議の答申『日本経済再生への戦略』は、第三者評価の強化と予算配分への連動を求めた。

このように、新公共経営の手法が、一方では大学改革の手段として、他方では高等教育システムを対象とした行政改革・構造改革の手段とされた。そのため、ひとつの政策的選択が複合的な意味をもつ複雑な状況が生まれた。たとえば、中央教育審議会の答申『我が国の高等教育の将来像』（2005年）のなかでは、教育の消費者である学生を保護する質保証の手段として大学評価が位置づけられている。その一方で、前記のように成果主義に立脚して、需要側から大学を向上させる手段とされることもある。しかも、文部科学省、他省庁、首相官邸などの力関係によって文脈が変化するという流動的な状態にある。

3. 教育重視の時代

この時期を通して、若い高学歴者に対する需要は拡大していたが、教育を支える構造が変化した。世界に共通する教育政策の重要課題は、学力向上、就業可能性の拡大、機会平等の3つである。かつての日本は、家庭と会社の教育投資によって、この問題を市場主義的に解決していた。経済成長にともなう低失業率、親が教育に責任をもつ家族主義、人材育成に企業が責任をもつ企業内教育体制がそれであった。ところが、1990年にバブル経済が崩壊したあとの不況のなかで、家庭と会社の教育投資力は低下し、上記の3つの問題が顕在化した。たとえば、不況や経済の国際化にともなって国内労働力は供給過剰となって卒業生は就職難に直面し、18歳人口の減少にともなって大学は学生募集難に直面した。

しかし、これらの変化によって、日本の大学教育は本来の姿に立ち戻っていった。かつての労働力不足の時代には、大学で熱心に勉強しない学生も就職できたし、勉強よりも課外活動の実績を企業が重視する傾向もあった。ところが、就職難のなかで学生は大学教育に真剣に取り組むようになり、大学教育に対する親や学生の関心も高まった。大学は教育に熱心になり、教育上の工夫や新しい教育市場の開拓に努力するようになった。

知識基盤社会では知識の変化が急速であり、新しい知識を学習しつづけなければ職務の遂行が難しいといわれる。すなわち、知識基盤社会は生涯学習社会でもあり、学校（大学を含む）では細々した知識を教え込むよりも、自己学習力や自己学習意欲を涵養することが重要であるとされる。現行の学習指導要領の理念はこれである。このような方向性は大学においても追求される価値があり、将来の科学技術が求める知識・能力を構想したうえで、大学教育の改革が検討されるべきである。しかし、現状では、入学者の学力低下に対応した補習授業などに大学教員は忙殺され、未来志向の検討が進捗しているわけではない。

4. 政府の研究開発投資の拡大

研究面で、この時期を特徴づけるものは政府の研究開発投資の拡大である。1990年にバブル経済が崩壊すると企業の研究開発投資は3年連続して減少し、それを補う意味もこめて政府の研究開発投資が増加した。この時期の重要な科学技術政策のひとつである科学技術基本法（1995年）の制定は、その延長線上にあるといえる。この法律によって、政府の研究開発支出は、将来の回収が見込まれる公共投資として位置づけられた。

『科学技術研究調査報告』によって1995年度と最新の2003年度を比較してみると、研究費が国内総生産に占める割合は2.85%から3.35%に上昇した。研究主体別にみると、大学等の研究費が1.09倍に、企業等の研究費は1.25倍となり、企業等の研究費が大幅に増加したようにみえる。しかし、この間に調査対象が拡大されている。調査対象となる企業数の拡大は、従来から調査対象であった業種でもなされていて、『報告』からはその影響を把握しがたい。業種については、1996年度にソフトウェア業が追加された。さらに2001年度にはサービス業が追加され、これにともなって、民間の研究機関の分類項目がそれまでの「研究機関」から「企業等」に変更された。

ここでは業種の調整をこころみ、2003年度の産業分類から、ソフトウェア・情報処理業、新聞・出版・その他の情報通信業、卸売業、金融・保険業、サービス業、専門サービス業、学術研究機関、その他の事業サービス業を除外して、1995年度と比較可能な数値を算出してみた。2003年度の会社等の研究費支出額は、これらを差し引くと99,872億円（『報告』の数値から15%減）となる。また、これに会社等の学術研究機関、非営利団体・公的研究機関、大学等をくわえた日本全体の研究費は157,200億円（同6%減）となる。この減少部分が、ソフトウェア業、サービス業など、知識基盤社会を牽引することが期待される産業分野による研究費である。したがって、1995年と比較可能な数値は、日本の研究費が国内総生産に占める割合が3.14%（2003年度）、企業等の研究費の増加は1.06倍となる。すなわち、研究費が国内総生産に占める割合は顕著に増加しているが、会社等の増加は大学等をいくらか下回った。

科学技術基本計画では重点分野の設定がなされ、研究開発投資の拡大にともなって研究評価が導入された。大学における研究評価は古くからあり、教員の採用や昇進、研究費の獲得、研究論文の審査など、同業者集団による評価が常に行われていた。これにくわえて、大学の自己点検評価と第三者評価、文部科学省による研究開発評価、文部科学省の政策評価などが制度化された。日本の評価は制度先行のきらいがあり、これら4つの研究評価の相互関係があまり明らかではない。すぐれた研究成果を生み出すための研究評価という視点がとぼしい。研究評価が専門的な活動であるという認識も薄い。

5. 大学の社会貢献への注目

そのひとつは研究上の産学連携である。日本の産学連携は戦前から存在し、戦後も継続されたが、制度的な位置づけがあいまいであった。1970年前後に学生運動が強く批判したことで影をひそめたのち、産学連携制度の整備がはじまった。民間等との共同研究・受託研究制度、寄附講座、地域共同研究センターの設置などがそれである。1990年代後半には、科学技術基本法、大学技術移転促進法（1998年）などによって、いっそうの体制整備が行われた。第2期の科学技術基本計画（2001年）では産学連携が重要政策のひとつとされ、多くの大学がそれを重視するようになった。

もうひとつの代表例は地域社会への貢献である。日本では大都市圏の過密対策として大学の地方分散政策が2002年まで行われたが、これには地域の進学機会を均等化する効果があった。大学を中核とした地域振興政策も古くからあるが、大学を中核とした諸外国のリサーチパークの成功に触発されて、最近では、経済産業省の産業クラスター計画、文部科学省の知的クラスター事業などが実施されている。

6. 国立大学法人への途

ポイントとなる日付のひとつは、国立大学協会が総会で法人化案を了承し2001年6月13日と、文部科学大臣が経済財政諮問会議で「大学の構造改革の方針」を説明した同年6月11日であろう。上記の法人化案に対する各方面の賛否、法人法の立法過程、関係団体の動きなどを調査して、なぜこの時期に設置形態の変更が実現したのかを検討したい。

7. おわりに

(1) 本稿の冒頭には、世紀転換期のトレンドとして「持続可能な社会への転換」があがっている。それとともに、「グローバル化した知識基盤社会への転換（ないし準備）」をあげることができるようにみえる。

(2) 規制緩和は、大学を多様化する手段として当初は構想されたが、しだいに経済再生の手段である行政改革・構造改革としての色彩を強めた。そのため、ひとつの政策的選択が複合的な意味をもつ複雑な状況にある。たとえば大学評価は質保証の手段となるばかりでなく、需要側から大学を向上させる手段ともなる。しかも政策の文脈が変化する流動的な状態にある。

(3) バブル経済の崩壊によって、それまで日本の教育・人材養成を支えてきた家計と企業はその教育投資力を低下させ、大学の教育機能への期待が高まった。不況による就職難の時代が到来し、学生も勉強に熱心になった。大学は教育活動に注力するようになったが、知識基盤社会への対応という未来志向の検討はあまり進捗していない。

(4) 大学・企業ともに研究開発投資を拡大し、研究費の重点配分と研究評価の導入がすすんだ。研究評価の導入は制度先行であり、そのあり方は今後の実施のなかで明らかになる。

(5) 大学の社会貢献として、産学連携や地域社会への貢献が注目されるようになった。

文 献

中山 茂ほか『[通史] 日本の科学技術』全4巻、学陽書房、1995年。

――― 『[通史] 日本の科学技術 国際期』全2巻、学陽書房、1998年。